

危険！

施設管理責任が問われる時代です!!

東京都の『福祉のまちづくり条例』が施行され、裁判により転倒事故の責任を『事故の起きた物件の持ち主の管理不足にある』とする判決が相次ぐなど、転倒対策を重視する傾向にあります。床が滑りやすくなっていたという工作物の保存に瑕疵が存在していれば、所有者責任が問われることになるのです。下記に確定判決の実例を示します。

■ プール廊下で転倒事故、原告勝訴

事故当時、被告は、施設各所に足を拭くマットを置き、踊り場には体を拭くように促す注意書きを提示していたが、プール、シャワー利用後、水着が水分を相当含んだ状態で利用者が通行することがあり、本件廊下の床面上に水滴が飛散し滑りやすくなったこと、殊に前記コンクリート壁の端付近の箇所は、利用者の体から落ちた水滴が集まって小さな水溜りが出来やすく、利用者は素足で本件廊下を通行するので転倒し受傷する危険性があったこと、被告の係員は1時間おきに清掃を行っていたが、清掃前には危険を防止する措置が執られていなかったこと、以上により、本件施設には、設置または保存の瑕疵があった。

■ 濡れた床で転倒事故コンビニ逆転敗訴

大阪市内のコンビニエンスストアで買い物中に転んでケガをしたのは、店側が床を濡れたままにしていたのが原因として、東大阪在中の女性がファミリーマート（本社：東京）に慰謝料など約1千万円の支払いを求めた裁判で、大阪高裁は115万円余りの支払いを命じた。



■ 商業ビルで転倒、骨折2,200万円賠償命令！

都内商業ビル通路で主婦（69歳）が転倒、左足を骨折し、左股関節の機能が失われる後遺症が残った。

この主婦は、ビル運営会社を訴え、これに対し東京地裁が『転倒事故は床に油や水などが付着し、滑りやすくなっていたことが原因』として、2,200万円の支払いを命じる判決を出した。

■ 判例と防滑の勧め

上記の判例は、かなり入念な清掃を行い、注意書きを提示していたにも関わらず、裁判所は床面に有効な滑り止めの措置が執られていないという理由で施設側に瑕疵があり、損害賠償の支払命令に出た代表的な判例です。この場合、床材がタイルであっても、石であっても同じような判例が出るものであると考えます。

PL法では、被害者が、

1. 損害の発生
2. 欠陥の存在（当該製品が危険であったこと）
3. 欠陥と損害との因果関係

この3点を立証すれば、製造業者等は過失の有無にかかわらず、損害賠償責任を負わなければならないとされています。

今後、転倒事故は増えます！

平成19年7月 国土交通省によると、人口の高齢化に伴い「転倒死20年後に倍増」と推計しています。

公共の場所での転倒・転落死はこの25年間ほぼ一貫として増え続けており、建造物側の安全性の向上が求められています。

